

## 令和元年9月教育委員会定例会・会議録（要旨）

- 1 開 会 令和元年9月3日（火曜日） 15時00分
- 2 閉 会 令和元年9月3日（火曜日） 16時22分
- 3 場 所 様子町中央公民館・会議室
- 4 会 議 次 第
  - 教育長報告（行政報告）
  - 議案第11号 様子町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第12号 様子町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第13号 様子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第14号 様子町立幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第15号 様子町立幼児センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第16号 様子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 様子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 令和元年度教育費補正予算（第1号）について
- 5 出 席 委 員 荒木教育長、佐々木委員、池田委員、千葉委員、櫻庭委員
- 6 事務局出席者 秋山生涯学習課長、川口生涯学習課参事、越後生涯学習課長補佐、児玉生涯学習課主幹（社会教育担当）、東総務係長、小島主査（社会教育主事）、徳田町立幼児センター園長、森山町立幼児センター主幹（事務長）
- 7 会議を傍聴した者 なし
- 8 議 事 の 経 過 別紙のとおり

開会 教育長が9月教育委員会定例会の開会を宣言

教育長報告(行政報告)

○議案第11号 様似町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

**【説明】**

○児玉生涯学習課主幹 本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることから公民館の設備、備品等の使用料を定めた本規則の一部を改正するものです。第7条中別表で定めた額に「100分の108を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額」に改めようとするものです。

**【質疑】**

○佐々木委員 公民館で使用する設備や備品に限られるのか。貸出しする分は含まないのか。

**【説明】**

○児玉主幹 基本的に公民館外への貸出しはいたしません。

**【採決】** 原案可決

○議案第12号 様似町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

**【説明】**

○川口生涯学習課参事 本規則第3条で規定している「学校開放主事」を「学校開放管理人」に改め、第5条で規定している開放の種類に「小学校プール」を追加し、第3号に記載している「様似中学校3線校舎」を「空き教室等」に改めようとするものです。

○荒木教育長 学校開放事業については、当初、教頭先生等にお願いし実施してきた経緯がありましたが、現在は、様似町高齢者事業団に委託していることから、学校開放管理人と改めるものです。

**【質疑】**

○佐々木委員 学校開放の管理は、教頭先生が行はなくても良いということか。そうした場合、学校施設の保安面は大丈夫なのか。また、学校開放利用者が体育館以外の施設へ立ち入らないような措置は講じているのか。

## 【説 明】

○川口参事 当初は、各学校の教頭先生などに鍵の開け閉めをお願いしておりましたが、近年の学校教育現場の働き方改革の推進により、負担を掛けられないということで、現在は、高齢者事業団に管理を委託しております。また、学校施設の保安面については、小学校、中学校ともに学校開放利用者専用の玄関等を設けており、児童生徒が通常使用する学校施設エリアへ学校開放利用者は立ち入ることが出来ないように措置しております。

【採 決】 原案可決

## ○議案第 1 3 号 様似町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 【説 明】

○秋山生涯学習課長 国の施策であります幼児教育の無償化に伴い、様似町の保育料の基準を定めている本条例の一部を改正するものです。内容については、担当しております幼児センター森山事務長から説明させていただきます。

○森山事務長 今年5月に子ども子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されることが決定したところです。また、0歳から2歳までの子どもの住民税非課税世帯の利用料についても無償化の対象となります。これにより、本条例第3条で定める利用者負担額を改正しようとするものです。施行の時期については、無償化が始まる10月1日としております。

【採 決】 原案可決

## ○議案第 1 4 号 様似町立幼児センター条例の一部を改正する条例の制定について

### 【説 明】

○秋山生涯学習課長 こちらも国の施策であります幼児教育の無償化に伴い、一時保育に掛かる金額を定めている本条例の一部を改正するものです。内容については、担当から説明させていただきます。

○森山事務長 幼児教育の無償化に合わせて、預かり保育を利用する場合についても利用料が無償化されることとなります。預かり保育は、保護者の急な就労や季節的な就労の際に利用可能となります。本条例はこれらの保育を一時保育事業として、第8条において、その保育料の規定を設けております。先ほどの議案第13号でお諮りした無償化の内容と対象については同様であります。今回の改正内容ですが、本条例第5条第4号で幼児センターに入園していない幼児の一時保育料を別表第1に規定しております。これまでは、3歳未満1,500円 3歳以上1,000円の2種類の料金表となっておりますが、改正により、3歳以上について

は無償化、3歳未満については、住民税非課税世帯は無償化、課税世帯については、これまでと同様に1,500円とするものです。

**【採 決】** 原案可決

○議案第15号 様似町立幼児センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

**【説 明】**

○秋山生涯学習課長 国の施策による幼児教育の無償化に伴い、月の途中で入退園する場合の日割計算の算定基準を定めている本規則の一部を改正させていただくものです。内容については、担当から説明させていただきます。

○森山事務長 本規則第14条第2項において、保育料の月の途中の入退園に係る日割計算の規定を設けておりますが、日割計算をする場合の入園日数を除する日数については、幼稚園児は20日、保育園児は25日としております。今回の幼児教育の無償化に伴い、幼稚園児の保育料が無償となることから、保育園児のみの規定として改正するものです。

**【採 決】** 原案可決

○議案第16号 様似町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

**【説 明】**

○秋山生涯学習課長 子ども子育て支援法に基づき、事業運営に関する基準を規定している本条例についても、国の基準が改正されたことに伴い改正するものです。内容については担当から説明させていただきます。

○森山事務長 国の基準が改正された主なものは、食事の提供に要する費用の基準が変更となっております。国の方針では、保護者から実費徴収している部分については、無償化の対象外としております。実費徴収を継続するものとしては、通園送迎費、行事費、給食の食材料費となっております。国の基準の改正のうち、保護者から給食費として徴収できる保育料のうち、国が定める幼稚園児、保育園児のそれぞれ一定の収入額以下（年収360万円）の世帯や第3子目の子どもについては、費用を免除することとしております。町の条例による基準についても第13条において同様の改正を行います。なお、国の基準では、免除対象外の子どもについては、副食費（おかず代など）を実費徴収することとしておりますが、様似町においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、すべての子どもを対象に免除することとして考えております。

**【採 決】** 原案可決

○議案第17号 様似町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】

○秋山生涯学習課長 子ども子育て支援法に基づき、利用定員が5人以下の家庭的保育に係る運営基準を本条例においても規定しております。様似町では家庭的保育施設はありませんが、国の改正に伴い、本条例を改正するものです。内容については、担当から説明させていただきます。

○森山事務長 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、市町村で条例を定めることとなっております。その基準は厚生労働省で定めるものですが、今回その基準が一部改正されたことに伴い、本条例においても同様の改正を行うものでございます。主な改正内容は、家庭的保育事業は基本的に3歳未満の子どもが利用することを基準としておりますが、3歳以後の子どもに必要な教育保育が受けられるよう幼稚園、保育所、認定こども園等を確保することとしております。家庭的保育事業を卒園後、連携施設の確保が著しく困難である場合には、その確保を不要とすることができることなどを改正するものです。

【採決】 原案可決

○議案第18号 令和元年度教育費補正予算（第1号）について

【説明】

○秋山生涯学習課長 歳入での補正は、14款国庫支出金、2項国庫補助金で54万4千円【教育支援体制整備事業補助金、中学校における部活動指導員配置】、15款道支出金、2項道補助金で同額の54万4千円【2項国庫補助金と同様】、17款寄付金、2項図書購入等寄付金で5万円【図書購入寄付金：様似ロータリークラブ様】を補正するもので、歳入補正額合計は、113万8千円となり、補正後の歳入合計は、4千255万6千円となります。また歳出の10款教育費、2項小学校費では、28万6千円【修繕料：車庫電動シャッター修繕（2箇所）】を3項中学校費は216万5千円【部活動指導員謝金、中体連全道大会助成】5項社会教育費では67万2千円【修繕料：図書館前外灯、図書館空調設備、備品購入費：図書等購入費】6項保健体育費では33万4千円【補助金：様似町スポーツ少年団本部助成、全道・全国大会出場助成】をそれぞれ増額補正する内容となっております。10款教育費の歳出補正額合計では345万7千円を増額し、歳出合計では2億7千765万8千円とするものです。

【採決】 原案可決

閉会 教育長が9月定例会の閉会を宣言